

教保体第1350号
平成26年3月12日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

教育局県立学校部保健体育課長

『がんの教育に関する検討委員会 報告書』の送付について（通知）

標記について別添のとおり平成26年3月4日付け日学保第390号で公益財団法人 日本学校保健会会長から周知の依頼がありましたのでお知らせします。

担当：保健体育課健康教育担当
丹 戸
電話：048(830)6963



日学保第390号
平成26年3月4日

都道府県・政令指定都市学校保健会 会長 殿
都道府県・政令指定都市教育委員会 教育長 殿

公益財団法人 日本学校保健会
会長 横倉 義武



『がんの教育に関する検討委員会 報告書』の送付について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会学校保健事業の推進に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、文部科学省の指導のもと、本会に設置しておりました標記委員会の報告書が完成いたしました。

本委員会は研究者、教育委員会・学校管理職や保健体育科教諭・養護教諭、がん専門医・学校医、がん患者会代表者等で構成され、今後の「がん教育」の在り方・方向性等について協議し、報告書にまとめました。本書は日本学校保健会ポータルサイト「学校保健」内の電子図書館 (http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H250020/H250020.pdf) にてダウンロードが可能です。

本書を参考に、今後の「がん教育」推進の一助となれば幸甚です。

これらのことについて、貴会におかれましては、域内の市区町村学校保健会・教育委員会に対して、それぞれ周知くださるようお願い致します。

*本文書は、学校保健会事務局が教育委員会外に特設されている保健会には教育委員会主管課宛てにも同様の文書を送付しております。

《本件照会先》

公益財団法人 日本学校保健会 担当：高橋

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-3-17-6F

TEL：03-3501-0968 FAX：03-3592-3898

E-mail：jigyoun@hokenkai.or.jp

がんの教育に関する検討委員会 報告書

平成 26 年 2 月

<はじめに>

近年の社会環境や疾病構造の変化等を踏まえ、また、国全体のがん対策の取組の中で、児童生徒への「がん教育」についての議論が高まっており、既に一部自治体ではがんの教育が始まっている。本委員会では、現行の学習指導要領も踏まえつつ、がんについて、「健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つ」という観点から検討を行った。また議論を進める中、「いのちの大切さを育む、がん教育」という視点が基本であるとの認識が共有された。

1 「がん教育」に関する現状の整理

(1) 現時点の学習指導要領における「がん」に関する部分の整理

学校におけるがんに関する教育については、現在、学習指導要領とその解説において、以下のとおり位置付けられている。

① 小学校〔第5学年及び第6学年〕

教科：体育（保健領域）

【学習指導要領抜粋】

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

【学習指導要領解説の抜粋】

ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防

生活行動がかかわって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまったりする病気、むし歯や歯ぐきの病気などを取り上げ、その予防には、糖分、脂肪分、塩分などを摂りすぎる偏った食事や間食を避けたり、口腔の衛生を保ったりするなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

② 中学校〔第3学年〕

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかわりがあること。

【学習指導要領解説の抜粋】

イ 生活行動・生活習慣と健康

(エ) 調和のとれた生活と生活習慣病

人間の健康は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを理解できるようにする。また、食生活の乱れ、運動不足、睡眠時間の減少などの不適切な生活習慣は、やせや肥満などを引き起こしたり、また、生活習慣病を引き起こす要因となったりし、生涯にわたる心身の健康に様々な影響があることを理解できるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

カ 個人の健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取組が有効であることを理解できるようにする。ここでは、住民の健康診断や心身の健康に関する相談などを取り上げ、地域における健康増進、生活習慣病及び感染症の予防のための地域の保健活動が行われていることを理解できるようにする。

③ 高等学校

教科：保健体育（保健）

【学習指導要領抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

（２）生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。

【学習指導要領解説の抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

（ア）生活習慣病と日常の生活行動

生活習慣病を予防し、健康を保持増進するには、適切な食事、運動、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を実践することが必要であることを理解できる

ようにする。その際、悪性新生物、虚血性心疾患、脂質異常症、歯周病などを適宜取り上げ、それらは日常の生活行動と深い関係があることを理解できるようにする

(イ) 喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にする気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

(イ) 地域の保健・医療機関の活用

生涯を通じて健康を保持増進するには、検診などを通して自己の健康上の課題を的確に把握し、地域の保健所、保健センター、病院や診療所などの医療機関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくことなどが必要であることを理解できるようにする。

(2) がん対策推進基本計画について

我が国におけるがん対策は、がん対策推進基本計画に基づいて行われており、その中で、学校における「がん教育」については、以下のとおり位置付けられている。

【がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）抜粋】

8. がんの教育・普及啓発

(現状)

健康については子どもの頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されている。

(取り組むべき施策)

地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して、対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めていくとともに、国は民間団体等によって実施されている教育活動を支援する。

(個別目標)

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

2 今後の「がん教育」の方向性

(1) 「がん教育」と教えるべき内容

前項の学習指導要領とがん対策推進基本計画を踏まえ、これからの「がん教育」の方向性や、児童生徒に教えるべき内容について、「いのちの大切さを育む、がん教育」という視点から以下のとおりまとめた。

① 「がん教育」の必要性

学校における健康教育においては、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することが重要である。近年、疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきている。特に、日本人の死亡原因の1位であるがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されており、児童生徒ががんについて関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動ができるようにすることが求められている。

② 「がん教育」の目標

1) がんに関して正しく理解できるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切な対処について理解できるようにする。

2) いのちの大切さについて考える態度を育成する

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々を通じて、自他のいのちの大切さを知り、自己のあり方や生き方を考える態度を育成する。

③ 「がん教育」の具体的な内容

「がん教育」の具体的な内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

ア がんとは（発生要因）

がんとは、体の中で、異常な細胞が際限なく増えてしまう病気である。がんには様々な種類があり、病気が進むと、元気な生活ができなくなったり、いのちを失ったりすることもある。また、がんにはたばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足、持って生まれた素質など、多様な原因がある。

イ 疫学

がんは、日本人の死因の第1位で、現在では、年間約36万人以上の国民が、がん で亡くなっている。その主な要因は人口の高齢化である。また、生涯のうちにがんにかかる可能性は、男性の58%、女性の43%（2008年）とされているが、年々増え続けている。

ウ 予防

がんになるリスクを減らすための工夫。たばこを吸わない、規則正しい生活とバランスのとれた食事をする、適度な運動、ワクチンを受けるなどの方法がある。

エ 早期発見・検診

早期のがんの場合、治療をすれば治癒の可能性が高い。早期に発見するためには検診を受けることが不可欠である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんなどの検診が行われている。

オ 治療（手術、放射線、抗がん剤）

がんになっても、全体で半分以上、多くの早期がんは9割近くが治る。がん治療の3つの柱は手術、放射線、抗がん剤（飲み薬や点滴）であり、それらを医師等と相談しながら主体的に選ぶ時代になっている。

カ 緩和ケア

がんになったことで起こる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための治療。治癒しない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。

キ 生活の質

がんの治療後は、様々な不調を抱える人もいるが、今までどおりの生活ができるように“生活の質”を大切にすることが重要である。がんになっても充実した生き方ができる。

ク 共生

がんは誰もがかかる可能性のある病気であり、がん患者への偏見を無くし、共に生きることが大切である。

(2) 「がん教育」の実施にあたって

「がん教育」を実施するにあたっての具体的事項について、以下にまとめた。

① 留意点

「がん教育」の実施にあたっては、学校全体で共通理解を図りつつ、児童生徒の発達の段階を踏まえ、体育科、保健体育科などの関連する教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間、道徳において、がんの基礎的知識を確実に身に付けること、いのちの尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

② 内容の取扱い

中学校、高等学校においては、より積極的に、「がん教育」について取り組むことが望ましいと考えられる。

小学校においては、「がん教育」をどのように取り扱うかについて、より身近な課題を扱うという観点も踏まえて検討していくことが必要である。

具体的な教育内容に応じて、体育科、保健体育科などの関連する教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間、道徳の時間を柔軟に活用しての取組が求められる。

内容の取扱いについては、それぞれの発達の段階に応じた対応が必要である。

③ 関係機関との連携

「がん教育」の実施にあたっては、「がん」という専門性の高さに鑑みて、広く専門機関等との連携を進める必要がある。また、地域や学校の実情に応じて、学校医をはじめとする医師や看護師、保健師、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うような配慮が求められる。

これらの取組にあたって、学校が単独で行うことには限界があるため、都道府県や市町村教育委員会がそれぞれの保健福祉部局や医療機関（がん診療連携拠点病院等）、地域の医師会などに協力を求めながら取組を進める必要がある。

例えば、都道府県教育委員会と都道府県がん対策担当部局が連携し、外部講師として依頼できるような医師や看護師、保健師、がん経験者等のリストを作成したりするなど、学校での取組を支援するような体制の構築が求められる。

ただし、これらの連携が重要であるとはいえ、授業計画の作成にあたっては、授業を行う教諭が主体となるよう留意すべきである。

④ 配慮が必要な事項

「がん教育」の実施にあたっては、以下のようなケースについての配慮が求められる。

- ・小児がんの当事者、小児がんの既往のある児童生徒。
- ・家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒。
- ・クラスにがん患者や、がんの既往のある児童生徒がいる場合。
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあること（小児がん、肝がんなど）。特に、これらのがん患者が身近にいる場合。

<参考資料>

1) がんに関する正しい理解に関する参考資料

<A>中川恵一 東大病院放射線科准教授監修（本検討委員会委員）

- ・「がんって、なに？ いのちを考える授業」

アニメ DVD（児童生徒の視聴用）、解説書（教師用資料）

自治体等の作成教材

- ・東京都豊島区「がんに関する教育（小学生向け、中学生向け）」
- ・佐賀県医師会「佐賀県小学生高学年用防煙教材」
- ・国立がんセンターがん対策情報センター「がんのことをもっと知ろう」

2) がんを通していのちの大切さを考えるための参考資料（別紙参照）

- ・闘病記等多数

3 「がん教育」の今後の論点

現在の「がん教育」について、以下のような論点があると考えられる。

これらの課題については、今後更なる議論を要するため、平成 26 年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」の成果等を踏まえてより具体的な検討を進めていく必要がある。

(1) 「がん教育」を位置付ける教科等について

『2（1）③「がん教育」の具体的な内容』については、現行の学習指導要領においても、体育科、保健体育科や特別活動等で取り扱うことはできる。ただし、複数の領域にまたがる内容のため、単独の教科等で全てを扱うことはできない。また、「がん教育」を特別活動や総合的な学習の時間において扱う場合には、その実施が学校の判断に委ねられている。

これらを踏まえ、「がん教育」の適切な取扱いについて、保健体育と特別活動や総合

的な学習の時間等との連携をどのように図るのが望ましいかについての議論が必要ではないか。

なお、「がん教育」をまとめた分野として扱う場合には、以下のような目標が考えられる。

1) がんに関する知識

がんの現状、疾病概念、一次予防、二次予防、三次予防等について理解できるようにする。

2) がんに関する思考・判断等

現在及び将来に直面するがんに関する課題に対して、的確な思考・判断に基づいて適切な意志決定を行い、自らの健康の管理や健康的な生活行動の選択に活用できるようにする。

3) がんに関する関心・意欲・態度

がんをとおしていのちのかけがえのなさを知り、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努める。

(2) 体育科、保健体育科における「がん教育」の位置付けについて

「がん教育」の内容の一部は、体育科、保健体育科において扱うことができるが、一定のまとめた分野としての学習ではない。例えば、現行の中学校保健体育の学習指導要領では、「生活行動・生活習慣と健康」「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」「個人の健康を守る社会の取組」といった複数の分野において、がんを扱えることになっている。

このような現状を踏まえると、特に、中学校・高等学校においては、学習指導要領において、がんを一定のまとまりとして扱うことが望ましいと考えられるが、今後、更なる検討が必要である。

(3) 「がん教育」を実施する校種・学年について

「がん教育」については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいと考えられる。今後、学習する学年や、また小学校での扱いなどについては、体育科保健領域の時間数の必要性も踏まえた検討が必要である。

なお、体育科、保健体育科の健康・安全に関する内容については、小学校では「身近な生活」についてより実践的に、中学校では「個人生活」についてより科学的に、高等学校では「個人及び社会生活」についてより総合的に学習することとなっており、これらの体系を踏まえることも重要である。

4 平成 26 年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」について

事業を行う際には、教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会あるいは事業の企画や実施等を対象とする評価を行う必要がある。

児童生徒を対象とする評価としては、がんやがん患者に関する関心、態度、考え方等の変化、がんに関する知識・理解の変化の検討等が考えられる。

学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価としては、「がん教育」の取り組みに対する意識の変化、関係機関との連携の特徴や課題、企画から実施・評価に至るまでの一連の適切性等が考えられる。

以下に、具体的な評価の例を示す。

<評価の例>

(1) 児童生徒を対象とする評価の観点及び内容

1) がんやがん患者についての関心、態度、考え方

- ・がんは身近な病気であると思うか
- ・がんを怖いと思うか
- ・がん検診を受けられる年齢になったら検診を受けようと思うか
- ・がんを学ぶことで命の大切さを考えることができたか
- ・がんを学ぶことでがん患者に対する印象が変わったか

2) がんやがん患者に関する知識・理解

- ・がんは体の中で異常な細胞が増えてしまう病気であることがわかったか
- ・がんには様々な原因があることがわかったか
- ・がんは誰もがかかる可能性のある病気であることがわかったか
- ・がんを予防する方法には、たばこを吸わないこと、規則正しい生活とバランスのとれた食事をする、適度な運動をすること、ワクチンを受けることなどの方法があることがわかったか
- ・がんを早期発見する検診の大切さがわかったか
- ・がんの治療には、手術、放射線、抗がん剤の方法があることがわかったか
- ・がんの心身の痛みを和らげるための医療が行われていることがわかったか
- ・がんの治療後には、今までどおりの生活の質を大切にすること重要であることやがんになっても充実した生き方ができることがわかったか
- ・がん患者への偏見を無くし、共に生きる社会の大切さがわかったか

3) がん教育の学習過程に関連する評価

- ・この勉強は大切なことがらだと思ったか
- ・この勉強でこれからの生活に役に立つことがあると思ったか
- ・新しい発見や驚きがあったか
- ・夢中になって勉強することができたか
- ・もっと続けて勉強したいと思ったか
- ・もっと知りたい、もっと調べたいと思うことがあったか
- ・自分から進んで勉強することができたか
- ・わからないことや、疑問に思うことは、自分で調べたり、質問したりしたか
- ・自分の考えや意見を持つことができたか
- ・友だちと協力して勉強することができたか
- ・友だちの意見を聞いて、共に考えることができたか
- ・友だちから教えてもらったり、助けてもらったりしたか

(2) 学校や教育委員会ならびに事業の企画や実施等を対象とする評価の観点及び内容

1) がん教育に対する意識や考え方

- ・教職員には、児童生徒にがん教育（事業）をすることに対する関心、態度、考え方に変化がみられたか、またそれはどのようなことか
- ・がん教育（事業）を企画・実施・評価する際に、教職員の共通理解が得られたか
- ・がん教育（事業）を行う際の学校と専門機関との連携の重要性について、教職員の共通理解が得られたか
- ・がん教育（事業）を行うことによる副次的な効果がみられたか、またそれはどのようなことか

2) がん教育（事業）を推進するための方略

- ・教育委員会は、がん教育（事業）を推進する際に、学校と関係機関との連携を積極的にコーディネートしたか
- ・教育委員会において、がん教育（事業）を企画・実施・評価する際に工夫した点はどのようなことか
- ・教育委員会において、がん教育（事業）を推進するうえで困難だった点はどのようなことか